

全国公共図書館協議会

2021年3月30日

(〒106-8575 東京都港区南麻布5-7-13 東京都立中央図書館内)

## ◇「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」

令和2年度の開催状況、協議内容は以下のとおりです。

### 【開催状況】

令和2年度第1回 令和2年7月6日（月）

令和2年度第2回 令和3年1月28日（木）

### 【協議内容】

第1回関係者協議会の内容については、令和3年1月22日発行ニューズレター97号をご覧ください。

第2回関係者協議会の内容は以下のとおりです。

#### 第2回関係者協議会

##### 1 報告事項

以下の内容について、報告がありました。

##### (1) 資料デジタル化の進捗状況

令和3年1月時点の累積件数は、図書は約97万件、雑誌約134万件、他機関所蔵資料のデジタル化資料を含めた累積提供総数は約276万点であることが報告された。

【参考】デジタル化資料提供状況（令和3年1月時点）

<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/digitization/#situation>

##### (2) 令和2年度補正予算（第3号）によるデジタル化の実施について

今般のコロナ化の状況下で、来館せずに利用できるデジタルコンテンツへのニーズが高まっていることを踏まえ、国内刊行図書のデジタル化を一層推進し、国民の情報アクセス機会の充実を図るため、60億円規模の補正予算案が組まれていることが報告された。

内訳は、図書資料のデジタル化に約44億9千万円、デジタル化設備の整備（スキャナの導入）に約8千万円、OCRを活用した全文テキスト化の推進に約5億円、電子書庫機能の拡張等に約9億5千万円となっている。

補正予算により、30～40万冊程度の図書資料がデジタル化できることを見込んでおり、デジタル化の対象とする資料の刊行年が、1969年までから1987年までに拡大される予定である。

##### (3) 資料デジタル化等の一部内製化に関する試行の実施状況について

令和2年度で試行を完了する資料デジタル化等の一部内製化について、雑誌のデジタル化及びパ

パッケージ系電子出版物の媒体変換（マイグレーション）の作業実績が示された。

今後の予定について、オートシードフィーダ付きスキャナによる雑誌のデジタル化の内製作業は、一定の効率性が認められたため、令和3年度以降も継続される。また、片ページずつ撮影された資料画像を見開きページのように表示・印刷できるよう、国立国会図書館デジタルコレクションの機能改修が行われる予定である。

パッケージ系電子出版物についても、引き続きマイグレーションを行われ、令和3年度中には国立国会図書館デジタルコレクションでの提供開始（館内限定）が目指されている。

#### （４）視覚的作品等を主体とするデジタル化資料の館内複写の実施状況

令和2年6月から11月までの月別複写実績が合計約4,600件と報告された。

#### （５）デジタル化資料の図書館間貸出代替措置による利用状況

令和2年7月～12月の利用実績は0件との報告があった。

#### （６）図書館向けデジタル化資料送信サービスの資料点数について

令和2年1月30日及び令和3年1月15日時点の図書館資料送信点数と、その間の除外手続き状況が報告された。298点の図書について除外申出があり、内265点が除外された。

#### （７）図書館向けデジタル化資料送信サービスの実施状況

令和2年12月17日時点で、参加館数が1,251館となった。令和2年4月・5月は休館していた図書館が多く、利用件数が落ち込んだが、館種や資料種別による利用割合に大きな変化はなかった。

広報活動として、「第22回図書館総合展\_ONLINE」への出展や、海外機関向けサービスの参加館一覧を英語版の国立国会図書館デジタルコレクションに公開したこと等が報告された。

【参考】図書館向けデジタル化資料送信サービス参加館一覧（令和2年1月6日現在）

[http://dl.ndl.go.jp/ja/soshin\\_librarylist.html](http://dl.ndl.go.jp/ja/soshin_librarylist.html)

#### （８）国立国会図書館デジタルコレクションによる本文検索サービスの開始について

令和3年1月12日から公開された国立国会図書館デジタルコレクションの本文検索機能について、テキスト化対象資料の選定状況及び今後の運用の想定が報告された。

国会サービスやレファレンスに資するとして選定された約4万6千点の資料からインターネット公開対象となっている資料が優先してテキスト化される。ただし、検索結果のスニペット表示中に内容の多くが含まれてしまうような短い著作物や、人名録等の個人情報が多く含むと考えられる資料については、選定が見送られた。

プライバシー等の人権侵害を根拠とした検索結果の表示制限の申出があった場合の取扱手続きについては、令和2年度中に策定される予定である。また、テキストデータの職員による校正は行われないが、著作者本人やその親族から指摘を受けた場合等には修正等がされる想定である。

#### （９）「資料デジタル化基本計画2021 - 2025」の策定について

現行の「資料デジタル化基本計画2016 - 2020」の対象期間の終了に伴い、新しく「資料デジタル化基本計画2021 - 2025」の策定が準備されている。

主な変更点としては、デジタル化資料を選定する際の評価要素として、資料の劣化状況等に加え、インターネット公開による利用機会の拡大が見込まれるか否かの観点追加される。また、デジタル化を進める資料群・対象に日系移民資料、新聞資料を追加され、図書資料のデジタル化年代についても2000年までに拡大される。このほか、デジタル化の方法やデジタル化資料の長期保存、成果の利活用についての記述に変更が加えられる予定である。

なお、策定後は、国立国会図書館ホームページで公開される。

## (10) 「国立国会図書館デジタル資料長期保存基本計画」の改定について

令和2年度末の改定を目指し、検討が進められている。

主な変更点としては、「長期保存」の定義を追加し、長期利用保障が含まれることが明記される。また、過去4年間に行った調査・試行を踏まえ、パッケージ系電子出版物のマイグレーション等に関する記述が追加される予定である。

## (11) 国立国会図書館内・図書館送信限定公開デジタル化資料の画像データ提供の試行について

令和3年度第1四半期から1年間、デジタル化資料利活用の一環として、国立国会図書館及び図書館送信参加館の施設内限定で公開されている資料の掲載、展示、及び放映等を行おうとする利用者を対象に、画像データを提供する試行サービスを実施する予定であることが報告された。

国立国会図書館デジタルコレクションのインターネット公開資料は、原則、図書1冊、雑誌1タイトル単位で著作権保護期間が満了している必要があり、図書等の中の個別の記事・論文が著作権保護期間を満了していても、館内での限定公開となっている資料が数多くある。

今回の試行サービスでは、送信の対象となるデータは1冊の一部分と想定されており、そのような「埋もれた」著作権保護期間満了資料の利活用が目指されている。

## (12) 著作権法改正に関する検討状況について

文化庁より、著作権法第31条3項を中心に、制度改正の方向性の概要説明があり、今後、2月頭に文化審議会著作権分科会が開催され、3月には法案を提出する予定であることが報告された。

## 2 協議事項

以下のとおり説明があり、了承されました。

### (1) デジタル化資料の個人への送信に係る要件の事前検討について

#### ア 検討体制・スケジュール

著作権法第31条3項の送信サービスについて、具体的な運用方法を議論するため、国立国会図書館と文化庁とで新たな協議の場（仮に「新協議体」とする。）を設ける。本協議会のメンバーは全員参加する想定である。

令和4年4月からサービス開始を目指すため、システム改修や利用規則の改正のスケジュールを考慮すると、令和3年6月までに具体的な運用方針を固める必要がある。

新協議体での協議へのインプットのため、令和3年2月から予備検討班を設置し、月1回程度の頻度で開催したい。メンバーは、国立国会図書館と権利者団体である日本書籍出版協会、日本雑誌協会、日本文藝家協会から選任する想定である。また、オブザーバーとして文化庁も参加する。

#### イ 予備検討における主な検討事項について

個人の利用登録について、報告書のとおりID・パスワードによる管理を前提に、現在の登録利用者制度を活用する方向としたい。

送信形態については、ストリーミングのみでサービスを開始し、印刷については当面見送ることとしたい。

#### (質疑応答)

・新協議体はどこが主導するのか。

→国立国会図書館と文化庁が共催という形だが、文化庁がイニシアチブをとる。

・デジタルコレクションの送信を受ける側である図書館関係団体側にも、事前に予備検討班の協議内容の情報をもらってコメントすることはできないか。

→協議内容は適宜共有する。

- ・各団体から何名推薦するなど、予備検討班のメンバーはいつ決めるのか。  
→本日の協議会が終了してから検討しようと考えていた。各団体1、2名程度で小規模に行う想定である。
- ・予備検討班の協議を傍聴することはできないか。  
→想定していなかったが検討する。
- ・送信対象に新聞は含まれるか。  
→現時点では対象外である。ただし、これからデジタル化を行っていくことになったため、今後検討する必要がある。

## (2) 新聞資料のデジタル化について

新聞資料の原紙・マイクロフィルムの劣化が進んでいることを受け、国立国会図書館と日本新聞協会との協議結果を踏まえ、令和3年度から国立国会図書館所蔵の新聞資料のデジタル化を試行することとしたい。

「国立国会図書館所蔵の新聞資料のデジタル化試行要領(案)」の重点事項は以下のとおり。

- ・デジタル化対象資料は、劣化しているものを優先して作成するが、商用データベースで公開されているものは除く。
- ・デジタル化資料の選定の際は、事前に日本新聞協会と調整を行う。
- ・全文検索用のテキストデータの作成も目指す。OCRツールを使用する想定である。
- ・成果物は国立国会図書館デジタルコレクションにおいて、国立国会図書館内限定で公開する。半面が大きいため、表示方法についても検証する。
- ・図書館向け送信サービスや個人への送信は、改めて日本新聞協会と協議する。
- ・現在実施している日本新聞協会との共同マイクロ化事業の今後の在り方についても、引き続き協議していく。

## 3 その他

- ・図書館向けデジタル化資料送信サービスに係る除外手続における入手可能性調査で用いるデータベースについて

図書館向けデジタル化資料送信サービスにおける入手可能性調査での利用に適さなくなってしまったデータベースについて、代替のデータベースが見つかっておらず、今後も検討続ける旨が報告された。

## ◇「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」

令和2年度は開催されませんでした。

## ◇「著作権に関する図書館団体懇談会」

令和2年12月15日(火)に、第1回懇談会が開催されました。内容については、令和3年1月22日発行ニューズレター97号をご覧ください。

## ◇ 全国公共図書館協議会設立 50 周年記念誌

令和 2 年度は、全国公共図書館協議会が設立 50 周年を迎えることを記念して、調査・研究事業を周年記念誌の発行に充てました。神奈川県立川崎図書館・高田高史氏の助言のもと、編集作業を行っているところです。

記念誌は年度内に発行し、公立図書館の中心館等に送付します。あわせて全国公共図書館協議会のウェブサイトに PDF ファイルで掲載する予定です。

## ◇ 令和 3 年度（2021 年度）全国公共図書館協議会 総会等〈全公図〉

期 日	開 催 地	予 定
令和 3 年 5 月 21 日（金）	東京都立中央図書館	理事会 ※開催方法は検討中
令和 3 年 6 月 25 日（金）	東京都立中央図書館	総会・設立 50 周年記念講演会 午前 10 時～午後 3 時 ※開催方法は検討中

## ◇ 令和 3 年度（2021 年度）研究集会、研修等予定

### ○ 全国公共図書館研究集会〈日本図書館協会公共図書館部会〉

区 分	期 日	開催地
サービス部門 総合・経営部門	令和 3 年 11 月 22 日（月）	福岡県 （福岡リーセントホテル）
児童青少年部門	令和 3 年 11 月 25 日（木） ・ 26 日（金）	岩手県 （いわて県民情報交流センター）

### ○ 全国図書館大会〈日本図書館協会〉

期 日	開 催 地
令和 3 年 11 月 11 日（木）・12 日（金）	山梨県（Web 開催）

## ○ 図書館地区別研修について

文部科学省及び関係都道府県教育委員会等が開催する図書館地区別研修は、勤務経験が概ね3年以上の司書等を対象に、次表の6地区で、4日間の日程でそれぞれ開催が予定されています。

詳細については、開催都道府県の教育委員会から別途、地区内の教育委員会や図書館に通知されます。

地 区	
北海道・東北	近畿
関東・甲信越静	中国・四国
東海・北陸	九州・沖縄

## ○ 新任図書館長研修について

文部科学省及び国立教育政策研究所等が公共図書館に就任して1年未満の図書館長を対象に行う研修です。令和3年度は下表のとおり実施が予定されています。

期 日	開催地
令和3年8月31日（火）～9月3日（金）	東京の主会場及び都道府県・政令指定都市の副会場で実施予定

## ○ 図書館司書専門講座について

文部科学省及び国立教育政策研究所が公共図書館の勤務経験が概ね7年以上で指導的な立場にある司書を対象に行う研修です。令和3年度は下表のとおり実施が予定されています。

期 日	開催地
令和3年6月17日（木）～30日（水）	国立教育政策研究所社会教育実践研究センター ※6月17日～25日はWeb開催